

八戸市請負工事成績評定要領

八戸市請負工事成績評定要領(平成12年4月1日実施)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要領は、八戸市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、請負者の適正な選定と指導育成に努めるとともに、受注者の工事施工能力の審査に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、予定価格が250万円以上のすべての工事について行うものとする。ただし、修補完了検査及び精算検査、並びに市長が工事の種類、内容等により評定することが不適当と認める工事に対する検査については、この限りではない。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員及び総括又は主任監督員（総括及び主任監督員は技査以上、かつ監督員と同等以上の職にある者を基本とする。）、並びに検査員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに行うものとする。

- 2 評定は、工事成績採点表（別記第1号様式）、細目別評定点採点表（別記第2号様式）及び工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（別記第3号様式）により行うものとし、評定者は、その評定の結果を工事成績評定表（別記第4号様式）に記録するものとする。
- 3 評定者は、評定に当たり、記入方法及び留意事項（別紙-4）並びに施工プロセスのチェックリスト（別記第5号様式）を考慮するものとする。
- 4 工事における工事特性、創意工夫、及び社会性等に関する実施状況が提出されたときは、当該実施状況も考慮して評定を行うものとする。

(評定表等の提出)

第5条 監督員及び総括又は主任監督員は、工事の検査が実施されるまでに、当該工事について評定を行った評定表等を検査員に提出するものとし、検査員は、この評定表等に自己の評定を加えて評定点合計を算出するものとする。

- 2 検査員は、前項の評定を行ったときは、遅滞なく、当該評定表を工事担当課長に送付するものとする。

(評定の結果等の通知)

第6条 市長は、完成検査の評定を行った場合は、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事完成検査結果(成績評定)通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

2 市長は、出来形検査並びに指定部分完了検査を行った場合、及び評定を行わない場合は、工事検査結果通知書(別記第7号様式)により検査結果のみを通知するものとする。

(説明請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について、説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答等)

第8条 市長は、前条の規定により説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(回答)(別記第8号様式)により、回答するものとする。

2 市長は、前項の規定により回答しようとする場合において、必要があると認めるときは、八戸市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市請負工事成績評定要領の規定は、平成28年4月1日以降に評定を行う工事について適用し、同日前に評定を行う工事については、なお従前の例による。
- 3 平成28年3月31日以前に中間検査、出来形検査、指定部分完了検査を行った工事に係る評定については、なお従前の例による。